

東京都議会議員（江東区選出）

さんのへあや

発行：地域政党 自由を守る会 〒163-8001 東京都 新宿区 西新宿 2 丁目 8 番 1 号 TEL：080-8851-3070 MAIL：info@sannohe-aya.com



プロフィール：平成元年東京都生まれ。清新第三小学校、清新第一中学校（転出）、International School Bangkok、上智大学社会福祉学科卒業、総合商社勤務。2019年江東区議初当選、2023年再選、2024年都議補欠選挙初当選、2025年都議2期目再選。都市整備委員会所属。



公式サイト

補正予算 総額542億円！ 中東情勢対応のはずが…？

東京都HP「令和8年度6月補正予算(案)について」
詳しい補正予算の内容についてはこちら➡



令和8年第二回定例会に提案された一般会計補正予算案は**総額542億円**。「中東情勢の影響長期化を踏まえた都民・事業者の不安払拭」が名目です。中小企業への融資・価格転嫁支援(136億円)、物価高騰緊急特別対策(232億円)など、**産業労働局所管の即効性ある下支え策については評価**しています。

一方で、補正予算総額542億円のうち**約32%にあたるおよそ173億円**が、ZEV補助金(いわゆる電気自動車やハイブリッド自動車の購入補助金)増額、水素、HTT、スタートアップ実証など、「**ゼロエミッション・脱炭素・GX**」関連事業に割り振られています。

こうした関連事業については、明日の資金繰りや原材料・燃料費高騰に直面する中小企業の「足元の不安」を解消する施策と言えるのか、**強い疑問が残ります**。

そもそも補正予算とは、当初予算編成後に生じた事由により**緊急に措置すべきもの**に限って組まれるべき性質のものであり、ゼロエミッションのような継続性・政策性の高い巨額事業は、本来、議会が十分な審議時間を確保できる当初予算に計上されるべきものと考えます。

これでは、「中東情勢」を隠れ蓑にした**"ゼロエミ予算の焼け太り"**との批判は免れません。

引き続き、地域政党 自由を守る会会派として、①ゼロエミ事業173億円の**緊急性・因果関係**、②当初予算ではなく**補正で計上される妥当性**、③補助金・実証事業の**交付先選定の透明性**について、厳しくチェックしてまいります。



▲6月24日の本会議討論にて、補正予算に対し会派として反対を表明しました

今こそ全7,000事業の見える化を！

減税会とともに請願書を提出

今年3月23日、減税会の皆様と共に「事務事業評価の網羅的实施と予算情報のデジタル公開に関する請願」を東京都議会に提出しました。東京都は現在約7,000の事務事業を行っていますが、その事業1つ1つが、本当に必要な事業だったのか、事業の支出者(納税者)である都民が自ら検証できる手立てがありません。

本請願は、その目的・コスト・成果を都民が検証できる仕組みを整えるように求めています。

つまり、「いくら使ったか」だけでなく、「何のために使い、どんな結果が出たのか」まで都民が確認できる東京都政にしていこう、という実務的な提案です。

しかしながら…

6月24日の本会議において不採択とされてしまいました。残念な結果ではありますが、税金の使い道の判断を都民の手に取り戻すために、小さくて大きな一歩を踏み出せたと考えています。今後とも、各会派に丁寧に説明を重ね、あきらめずに訴えてまいります。

詳しくはこちら➡



区民必見!東京とどまるマンション制度拡充

江東区の住宅の約88%は共同住宅(マンション等)とされています。こうした、マンションが多い江東区民にとって見逃せない制度改正が令和8年6月5日に発表されました。「東京とどまるマンション」登録制度が3段階→5段階の評価に見直され、同時に補助事業も大幅に拡充。受付がスタートしています。

「東京とどまるマンション」は、災害時でも自宅生活を継続しやすいマンションを東京都が登録・公表する制度です。

拡充された主な補助(登録マンション対象)

対象	補助率（上限額）
防災備蓄資器材(通常分)	2/3 (100万円)
同(地域連携分)	10/10 (150万円)
防災備蓄倉庫	2/3 (133万円)
非常用電源(発電機)	2/3 (2,000万円)
浸水対策設備	2/3 (833万円)
エレベーター閉込防止	2/3 (266万円)

▶ 問合せ：公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター
登録：03-5937-1173 / 補助金：03-5989-1547

猿江恩賜公園の大型遊具について

子どもの声に応え、9月末修理へ



▲およそ半年間「故障中」だった唯一の大型遊具



▲子どもにも分かる「こしょうちゅう」掲示

猿江恩賜公園(都立公園)の遊具使用禁止問題について朗報です。こちらは同公園で唯一の大型遊具でありながら、約半年にわたり「故障中」のテープが張られたままとなっており、子ども達が遊ぶことができず、また今後の対応についても何もお知らせがないままでした。区民の皆様からの声を受け、東京都に対して要望を行った結果、令和8年9月末までに修理対応される方針が示されました。

当初、都の回答は「怪我の恐れあり使用禁止」「修繕範囲は予算の関係で検討中」とされていましたが、子どもが多く集う公園で半年もの間、いつ直るのかわからない状況に対し、都に対し「修理完了時期の明示」並びに「子どもにも分かりやすく伝わる、どこが危険か一目で分かる表示」を要望しておりました。

その結果、「こしょうちゅう」掲示や、立入禁止テープの整備が行われた旨を現地に確認致しました。声を上げてくださった区民の皆様、迅速にご対応くださった関係者の皆様に感謝申し上げます。

桜の大敵「クビアカツヤカミキリ」被害拡大中！

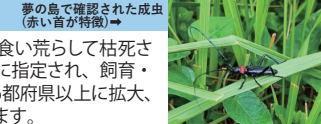
6月に「夢の島でクビアカツヤカミキリしき虫を見つけた」との相談が区民の方から寄せられました。江東区では既に都立辰巳の森緑道公園(区内有数の桜の名所)において、クビアカツヤカミキリにより枯死させられた桜の木の伐採が余儀なくされる被害が出ています。被害拡大を防ぐには、地域の皆様による早期発見・早期通報が何よりの鍵となります。

特定外来生物クビアカツヤカミキリとは

桜・梅・桃・スモモなどに産卵し、幼虫が樹木の内部を食い荒らして枯死させる特定外来生物。平成30年1月15日付で特定外来生物に指定され、飼育・販売・生きたまま持ち運ぶことも違法です。被害は全国16都府県以上に拡大、群馬県では1年で300本以上の桜が伐採された事例もあります。

発見のサインは「フラス」

被害木の最大のサインは「フラス」であり、これは幼虫が排出する木くずとフンが混ざったものです。棒状(かりんとう状)で、樹木の幹下や枝分かれ部分に見られます。2年目以降の幼虫はとくに大量に排出し、樹木を枯死させます。



地域の皆さまへお願い

桜・梅・桃などの木の近くを通る際には、幹や根元に「フラス」と呼ばれる木くずとフンが混ざった排出物がないか、ぜひ注意してご覧ください。

成虫やフラスを発見した場合は、発見場所について、すみやかに江東区環境保全課調査係(03-3647-6148)または東京都環境局自然環境部計画課(03-5388-3506)までご連絡ください。また、被害の拡大を防ぐためには、成虫になってからではなく、木の内部を食害している幼虫の段階で早期に発見することが重要です。

<メン!!と総括>

過去の関連発信(辰巳の森緑道公園の桜伐採事例ほか)はこちら➡

日本の春の風物詩である桜の木を守ることは、単なる景観の問題ではありません。また、枯死した木が放置されてしまうと、倒木事故につながるおそれがあります。都市の文化・観光・地域コミュニティを守り、江東区の桜を次世代に残すべく、引き続き対策の強化を都に求めています。



2026年3月以降3.5ヶ月間の 活動内容(抜粋)

2026年3月～

- 都市整備委員会にて最終補正予算に係る質疑(サービス付き高齢者住宅に係る減税補正/築地まちづくりに関する調査)
- 令和8年第1回定例会本会議討論で登壇
- 都営バスの運転手不足問題について取材を受けテレビ報道で紹介される
- 東京都平和の日記念式典に出席
- 新木場の放置車両が撤去された事を現地確認
- 都市整備局関係予算のうち、築地のまちづくり/舟運の活性化/バス運転士定着支援/不燃化集中促進事業について委員会質疑
- 住宅政策本部関係予算のうち、建物賃貸借契約啓発動画/アフターダブル住宅/東京みんなでサロン/マンション耐震化プロモーション/管理不全空家等の除却強化について委員会質疑
- 第3回都政ミーティングを開催し「民泊問題」について意見交換
- 東京都歴史文化財団の臨時評議員会に出席し、令和8年度事業計画予算等を審査
- 都政ミーティングで寄せられた家庭ごみ有料化に対する声をテレビ番組にて紹介
- 令和8年第1回定例会最終日を迎え幹事長談話を公表

2026年4月～

- バス運転士確保に向けた東京都の取組がコメントと共に新聞に掲載
- 運用が開始された有明アリーナのタクシー運行場について現地視察
- 豊洲プロギングを開催し約1kgのゴミを回収
- 第4回都政ミーティングを開催し「都営バス」について意見交換
- SusHi Tech Tokyo2026を視察
- お台場噴水事業に関するコメントが週刊誌に掲載される
- 東京都美術館開館100周年記念祝賀会に評議員として出席

2026年5月～

- 東京都の無痛分娩助成に関して、書類不備が6割超であることについてSNS等を通じて発信
- 豊洲プロギングを開催し約3kgのゴミを回収
- 城東消防団操法大会に出席
- 深川消防団操法大会に出席
- 城東地区で唯一の乳児院「わんぱく乳児院」を視察
- 第5回都政ミーティングを開催し「障害者就労」について意見交換

2026年6月～

- ギャンブル依存症家族会と意見交換
- 台風到来に伴う大雨警報・停電被害・浸水に関する情報発信
- 大規模データセンター計画に関する隔離基準を求める請願を区民と共に東京都に提出
- 深川城東消防署合同水防訓練に出席
- 親子向け着衣泳体験会を東京アクアティクスセンターにて開催

都議会NEWS 東京都議会議員(江東区選出) さんのへあや 都市整備委員会 質疑ご報告

2026 年 6 月 8 日 (月) に開催された東京都議会 都市整備委員会において、主に請願・陳情 3 件について質疑を行いました。
普段、都市整備委員会においてどんなことが議論されているのか皆様にご紹介したく、①公社住宅の共益費改定、②築地・浴恩園の発掘調査、③宗教関連集会施設の建設、をめぐる質疑の要点を一問一答形式でご報告します。

Q …さんのへ **A** …住宅政策本部・都市整備局等

実際の動画はこちら →



陳情 8 第 20 号 都住宅供給公社における一方的な共益費の改定に、説明責任と内部統制の観点から斬る！



本陳情は、東京都住宅供給公社 (JKK) において、共益費の改定にあたり借主への合理的説明・協議が十分果たされていたかを問うものです。
事実関係・契約構造・会計整合性・内部統制の 4 つの観点から 10 問にわたり質疑しました。

- | | | | |
|------------|---|------------|---|
| Q1 | 改定通知書は「収支予算を検討した結果」とのみ記載された 1 枚の紙。借主が合理的に判断できる情報が示されていたか。 | A1 | 公社住宅契約に基づき 1 か月前までに通知している。問合せがあった場合には丁寧の説明している。 |
| Q2 | 国交省の定める賃貸住宅標準契約書や全宅連が策定する契約書のひな型は「協議の上改定できる」とする一方、公社契約は「公社が必要と認めるときは改定できる」と公社裁量が広い。この契約構造をどう考えるか。 | A2 | 共益費は契約書において公社が定めるものとされており、契約に則って行う。(再質問にも同じ答弁) |
| Q3 | 公社は「6 か月 (50%) を繰越目安」と説明するが、実際は約 1 年分の繰越金があることが確認された。総収入が前年度より増えている中で、どの程度逼迫しているのか。 | A3 | 単年度収支均衡を図るため改定。総収入は増加する見込み。(逼迫度合いの説明はなし) |
| 再質問 | 都次長が公社非常勤理事を兼任する等、人的に密接な関係下で、内部統制上どのような検証・共有・改善が行われたか。 | 再質問 | (再質問の答弁)
公社の運営は適切に行われていると認識。 |

さんのへの一言：本陳情は「契約に則ったか」ではなく、契約構造の妥当性・借主保護・情報開示・都の監督責任を問うものでした。そこで、改定通知書への①前年度比較②繰越金残高と繰越目安との関係③算定の具体的根拠の明示、内部統制評価報告書の活用を強く要望しました。

請願 8 第 1 号の 1 築地・浴恩園の発掘調査。開発工程に合わせる進め方に「待った」！



本請願は、旧築地市場跡地にかつて存在していた日本庭園「浴恩園」について、文化財保護法に基づく適切な発掘調査が、開発工程によって実質的に制約されないよう求めるものです。7 問にわたり質疑しました。

- | | | | |
|-----------|---|-----------|---|
| Q1 | 本掘調査の掘削深さ・対象範囲は何を基準に設定したのか。基本協定や事業実施方針に仕様や条件は定められているか。 | A1 | 教育庁等関係機関の指導に基づき、深さは 5m 程度を原則としている。 |
| Q4 | 隣接する汐留遺跡の調査は実質約 10 年。本件の発掘調査は 2028 年頃までと公表されているが、期間設定の根拠は。 | A4 | 基本計画では埋蔵文化財対応等の期間は 2028 年頃まで。関係機関と協議・調整しながら適切に対応。 |
| Q7 | 掘削深さ・調査期間について教育庁の専門的判断を改めて確認し、必要に応じて工事工程を柔軟に調整する旨、所管局として明確にすべき。見解を伺う。 | A7 | 関係機関と協議・調整しながら、引き続き適切に対応。 |

さんのへの一言：「調査が工程に従属することはない」との明示的言明は得られず。浴恩園は再生不可能な江戸期庭園文化を物語る貴重な文化遺産です。築地市場が役割を終えた今、その全貌を明らかにするまたとない機会を、開発工程の都合で失わぬよう最大限の配慮を強く求めました。

陳情 8 第 2 号 宗教施設めぐる住民協議の枠組みについて。小規模集会施設等の紛争予防に課題アリ



本陳情は、宗教関連集会施設の建設に際し、周辺住民との事前協議の仕組みが現行制度上十分機能しているかを問うものです。
会派として特定の宗教・宗派・出身国等を差別する意図は一切持たない、との立場を明確にした上で、4 問にわたり質疑しました。

- | | | | |
|-----------|---|-----------|--|
| Q1 | 東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づき、過去 10 年で集会・礼拝機能を有する施設を対象としたあっせん又は調停が実際に運用された事例はあるか。 | A1 | 平成 29 年度以降の 10 年間、集会・礼拝機能を有する施設を対象としたあっせん又は調停は実施していない。 |
| Q2 | 第一種低層住居専用地域等の低層地域に立地する集会・礼拝施設は同条例の対象となるか。対象外なら近隣紛争予防はどの枠組みで行うか。 | A2 | 低層住居専用地域でも、軒高 7m 超または地階を除く 3 階以上の建築物の場合は条例の対象となる。 |
| Q3 | 規模要件にかかわらず、不特定多数の利用が想定される施設について、都において建築確認申請前の早い段階で住民説明・協議を促す制度はあるか。 | A3 | 大規模開発事業を対象とする環境アセス制度等はあるが、不特定多数の利用が想定されることをもって住民説明・協議を促す制度はない。まちづくりのルールは区市町村が主体的に策定。 |
| Q4 | 条例上のあっせんの主体は規模に応じて都と区市町村に分かれる。各規模要件と、区市町村があっせんを行う場合の都の関与は。 | A4 | 23 区は延床 1 万㎡超が都、それ以下は区。多摩は特定行政庁 11 市は各市、それ以外は都。区市町村があっせんを行う場合、都は手続について助言等。 |

さんのへの一言：本陳情は特定宗教の規制ではなく、施設類型の特性に即した住民との事前協議の機会の確保を求めるものです。区市町村の役割を尊重しつつ、都として好事例の共有・助言の充実、特に低層地域の小規模集会施設をめぐる紛争予防の枠組みの検討を要望しました。

都民の皆さまとの対話の場へ、ぜひお越しください



おしゃべり都政ミーティング(毎月開催)

都政に関するテーマを毎回設定し、**都民の皆さまと気軽に語り合う場**として、**定例で開催**しております。これまで都営バス問題等をテーマに第 5 回まで開催。
次回開催のテーマ・日時の詳細は公式 HP に事前掲載いたします。

▼開催情報・お申込みはこちら

sannohe-aya.com/archive/category/tosei_meeting/
QR コードからもアクセスいただけます



都政報告会(年 2 回開催)

令和 7 年 7 月より都議会議員 2 期目の任期がスタートし、約 1 年が経過いたしました。
昨年末の都政報告会以降、**約半年間の活動状況**をご報告申し上げる、**第 4 回都政報告会**を開催いたします。



日時	2026 年 8 月 30 日 (日) 10:00 ~ 11:00 (受付 9:45 ~)
会場	江東区産業会館 (江東区東陽 4-5-18)
参加費	無料 ※どなたでもご参加いただけます

▼お申込みはこちらから

forms.gle/Jh3fKwJG2BJzd726
QR コードからもアクセスいただけます

都政へのご意見・ご要望は 下記へお寄せ下さい

〒163-8001
東京都新宿区西新宿 2-8-1
東京都議会 議事堂 5 階 自由を守る会
TEL : 080-8861-3070
E-mail : info@sannohe-aya.com



さんのへあや
ホームページ
お問い合わせフォーム

